

# 鹿児島大学教育学部同窓会会則

[平成10年1月25日制定]

(名称)

第1条 本会は、鹿児島大学教育学部同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦、母校の発展と教育の振興を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 鹿児島大学教育学部卒業生、同修了生、同専攻科及び同大学院教育学研究科修了生
- (2) 準会員 鹿児島大学学生並びに大学院生
- (3) 特別会員 教育学部教職員及び旧職員

(本部、支部)

第4条 本会は本部を鹿児島大学教育学部内に置き、支部を必要な地に置くことができる。

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、原則として次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。ただし、名誉会長は該当がある場合のみ置くものとする。

会長 1名、副会長 若干名、名誉会長、顧問 若干名、理事 若干名  
監事 2名、幹事 若干名、支部世話役 若干名、学年代表世話役 若干名

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の中から次の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長、監事、支部世話役、学年代表世話役は理事会において選出し、総会において承認を得る。
- (2) 名誉会長、顧問、幹事は会長が委嘱する。
- (3) 理事は総会において選出する。
- (4) 名誉会長には会長職の経験者を、顧問には学部長及び学部長たりし者の中からとする。

2 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員は任務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じて会議に出席し意見を述べる。
- 4 理事は理事会の構成員として、意見を述べる。
- 5 監事は、会計の執行状況を監査する。
- 6 幹事は、会務全般の事務を担当する。
- 7 支部世話役は支部を代表し、かつ、会員相互の連絡調整を図る。
- 8 学年代表世話役は、卒業年度ごとの各学年を代表し、かつ、会員相互の連絡調整を図る。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会、役員会とし、出席者をもって成立する。

- 2 議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって組織する最高決議機関であり、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会において必要と認められた場合に開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 会務に関する事項
  - (2) 予算及び決算に関する事項

- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他総会において審議を必要とする事項

4 災害等により総会が開催できない場合は、理事会の議決をもって総会の議決に替え、次の総会において報告する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、名誉会長、顧問、理事、監事、幹事及び支部世話役をもって組織する。

2 理事会は会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会長から付託された事項
- (3) その他会務の執行に関し、必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、名誉会長、顧問、幹事をもって組織する。

2 役員会は会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 会長から付託された事項
- (3) その他会務の執行に関し、必要な事項

(支部)

第13条 各支部世話役及び学年代表世話役は、所掌する会員の住所、氏名、職業及び活動状況を本部に報告する。

(専門部)

第14条 専門的事項を処理するため次の専門部を置き、理事をもって充てる。

総務部  
広報部  
研修部

2 専門部の業務は、別に定める。

(報告)

第15条 会員は、その職業及び住所等に異動を生じたとき、または改正名をした場合は、本部に報告しなければならない。

(会費)

第16条 会員は終身会費として10,000円を納付しなければならない。

2 準会員の終身会費は、原則として入学時に徴収する。

(経費)

第17条 本会の運営に必要な経費は、終身会費及び雑収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第19条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

附 則 本会則は、平成10年2月1日より施行する。

附 則 1 第4条の支部は、鹿児島、揖宿、川辺、日置、川薩、出水、伊佐、始良、曾於、肝属、熊毛、大島の地区に置く。

2 第5条第1項の会員名簿の発行、第2項の会報については、状況に応じて実費を徴収する。

附 則 本会則は、平成17年8月28日から施行する。

附 則 本会則は、平成19年8月15日から施行する。

附 則 本会則は、平成23年8月6日から施行する。

附 則 本会則は、平成28年8月7日から施行する。

附 則 本会則は、令和3年6月23日から施行する。